

岐阜県公報

第 百 九 十 七 号
令 和 三 年 四 月 二 十 三 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則

(観光資源活用課) 二六九ページ

告 示

包括外部監査契約の締結
土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない
区域の指定
保安林に指定する予定である旨の通知
土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定

(行政管理課) 二六九

(環境管理課) 二七〇

(治 山 課) 二七〇

(砂 防 課) 二七二

(同) 二七四

公 示

落札者等に関する公示
土地改良事業の工事の完了
開発行為の工事の完了
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区役員の退任
令和三年度岐阜県職員採用大学卒程度試験、短大卒程度試験(土木)、資格免許職試験(薬剤師・管理栄養士・保健師)及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の実施

(税 務 課) 二七五

(農地整備課) 二七五

(建築指導課) 二七六

(揖斐農林事務所) 二七六

(可茂農林事務所) 二七六

(人事委員会) 二七七

規 則

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百八十七号

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則の一部を改正する規則

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会規則(平成二十五年岐阜県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中、「商工労働部観光交流推進局観光課」を「商工労働部観光国際局観光資源活用課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 契約の期間の始期 令和三年四月一日
- 二 費用の額の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 四 契約の相手方 住所 岐阜市則武西二丁目一六番一〇 四〇一号
氏名 堀 雅博
資格 弁護士

岐阜県告示第九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
多治見市前畑町五丁目一六一番、一六二番及び一六六番の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

岐阜県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市馬瀬堀之内字小垣内五一八、五三五、五三七、五三八

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第一百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市萩原町上呂字樋口洞二三八七の一、二三八八の七、二三八八の二四、二三八八の二三、二三八八の二七、二三八八の二二八
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 加茂郡白川町河東字大上三四一四、三四二八、字山道三六四四の一
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大上三四一四・三四二八・字山道三六四四の一（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 加茂郡白川町赤河字上屋敷二〇九の一、二〇九の二
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字上屋敷二〇九の一・二〇九の二（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第二百一十号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
- 令和三年四月二十三日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村五加字谷比良一〇四の一、一〇六の三、一〇八の三

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷比良一〇四の一・一〇六の三・一〇八の三(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次月 2	瑞浪市日吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小和沢 2	可児郡御嵩町小和沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小和沢 3	可児郡御嵩町小和沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久後 4	可児郡御嵩町大久後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久後 5	可児郡御嵩町大久後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上之郷	可児郡御嵩町上之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伏見 1	可児郡御嵩町伏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伏見 2	可児郡御嵩町伏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伏見 3	可児郡御嵩町伏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 1	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 2	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 3	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 4	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 5	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 6	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中 1	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中 2	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

次月 1	美佐野 2	宿 1	謡坂 1	前沢 1	小原 8	井尻 4	御高 10	御高 9	御高 8	御高 7	御高 6	御高 5	御高 4	御高 3	御高 2	御高 1	古屋敷 8	古屋敷 7	古屋敷 6	古屋敷 5	古屋敷 4	中 6	中 5	中 4	中 3
可児郡御高町次月	可児郡御高町美佐野	可児郡御高町宿	可児郡御高町謡坂	可児郡御高町前沢	可児郡御高町小原	可児郡御高町井尻	可児郡御高町御高	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町中	可児郡御高町中	可児郡御高町中	可児郡御高町中									
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務

津橋 9	津橋 8	津橋 7	小原 11	小原 10	小原 9	井尻 6	井尻 5	御高 13	御高 12	御高 11	古屋敷 10	古屋敷 9	中 7	顔戸 3	顔戸 2	顔戸	伏見	小和沢	宿	古屋敷 9	津橋 6	津橋 5	津橋 4	次月 2
可児郡御高町津橋	可児郡御高町津橋	可児郡御高町津橋	可児郡御高町小原	可児郡御高町小原	可児郡御高町小原	可児郡御高町井尻	可児郡御高町井尻	可児郡御高町御高	可児郡御高町御高	可児郡御高町御高	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町中	可児郡御高町顔戸	可児郡御高町顔戸	可児郡御高町顔戸	可児郡御高町伏見	可児郡御高町小和沢	可児郡御高町宿	可児郡御高町古屋敷	可児郡御高町津橋	可児郡御高町津橋	可児郡御高町津橋	可児郡御高町津橋
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり											
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊											

所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二〇六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小和沢 2	可児郡御嵩町小和沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小和沢 3	可児郡御嵩町小和沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久後 4	可児郡御嵩町大久後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久後 5	可児郡御嵩町大久後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上之郷	可児郡御嵩町上之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伏見 1	可児郡御嵩町伏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伏見 2	可児郡御嵩町伏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伏見 3	可児郡御嵩町伏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 1	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 2	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 3	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 4	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 5	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣 6	可児郡御嵩町比衣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中 1	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中 2	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中 3	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中 4	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中 5	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中 6	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋敷 4	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋敷 5	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋敷 6	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋敷 7	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋敷 8	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 1	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 2	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 3	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 4	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 5	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 6	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 7	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 8	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 9	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御嵩 10	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井尻 4	可児郡御嵩町井尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小原 8	可児郡御嵩町小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前沢 1	可児郡御嵩町前沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
謡坂 1	可児郡御嵩町謡坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿 1	可児郡御嵩町宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

美佐野 2	可児郡御嵩町美佐野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
次月 1	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
次月 2	可児郡御嵩町次月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津橋 4	可児郡御嵩町津橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津橋 5	可児郡御嵩町津橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津橋 6	可児郡御嵩町津橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古屋敷 9	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿	可児郡御嵩町宿	次の図のとおり	土石流
小和沢	可児郡御嵩町小和沢	次の図のとおり	土石流
伏見	可児郡御嵩町伏見	次の図のとおり	土石流
顔戸	可児郡御嵩町顔戸	次の図のとおり	土石流
顔戸 2	可児郡御嵩町顔戸	次の図のとおり	土石流
顔戸 3	可児郡御嵩町顔戸	次の図のとおり	土石流
中 7	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	土石流
古屋敷 9	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	土石流
古屋敷 10	可児郡御嵩町古屋敷	次の図のとおり	土石流
御嵩 11	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	土石流
御嵩 12	可児郡御嵩町御嵩	次の図のとおり	土石流
井尻 5	可児郡御嵩町井尻	次の図のとおり	土石流
井尻 6	可児郡御嵩町井尻	次の図のとおり	土石流
小原 9	可児郡御嵩町小原	次の図のとおり	土石流
小原 10	可児郡御嵩町小原	次の図のとおり	土石流
小原 11	可児郡御嵩町小原	次の図のとおり	土石流
津橋 7	可児郡御嵩町津橋	次の図のとおり	土石流
津橋 8	可児郡御嵩町津橋	次の図のとおり	土石流
津橋 9	可児郡御嵩町津橋	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 税務システムアプリケーション移行及び運用・保守業務
一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 3 年 2 月 16 日

4 落札者を決定した日 令和 3 年 3 月 29 日

5 落札者の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目 3 3

株式会社エヌ・ライ・ライ・データ

代表取締役社長 本間 洋

6 落札金額 456,500,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	中山間地域総合整備事業
施行に係る地区名	八百津地区 (農業用排水施設整備) 八百津地区 (農道整備)区
工事完了年月日	令和 三・ 三・二六 令和 二・ 三・二五

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）
番号及び年月日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県指令岐西建築第一一五号の六
令和 二・ 一・二六

羽島郡笠松町長池字宮代二七〇番

岐阜県岐阜市西野町七丁目一七番地

有限会社高橋地所
代表取締役 高 橋 慶太郎

岐阜県指令岐西建築第一二四号の三〇
令和 三・ 一・二九

中津川市東宮町一三九一番一、同番二、同番六の一部、同番一、同番二一、同番二四、同番三九、同番四六、同番四七、一四二番九、同番一、同番三二、同番三三、一四二四番二の一部、同番一四、同番一、同番七七、同番七八の一部、同番七九、同番八、同番八一、同番八二、同番八三、同番八四、一四四九番二の一部、同番五七、同番七、同番七一及び中津川市所管法定外公共物（道路及び水路）

石川県白山市松本町二五二番地

株式会社クスのアオキ
代表取締役 青 木 宏 憲

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	揖斐川土地改良区
認可年月日	令和 三・ 四・一四

土地改良区役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区	令和 三・三・二七	理事	井 戸 敬 二	加茂郡七宗町上麻生二五四〇番地二

令和三年度岐阜県職員採用大学卒程度試験、短大卒程度試験（土木）、資格免許職試験（薬剤師・管理栄養士・保健師）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条の規定により、令和三年度岐阜県職員採用大学卒程度試験、短大卒程度試験（土木）、資格免許職試験（薬剤師・管理栄養士・保健師）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験を次のとおり実施します。

令和三年四月二十三日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、短期大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的な業務に従事する職員、薬剤師・管理栄養士・保健師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員及び市町村立小中学校等事務職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにあります。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

二 受験資格

試験名	試験区分	職員採用資格免許職試験														試験区分	採用予定人員	
		保健師	管理栄養士	薬剤師	土木	水産	機械	電気	農業士	建築	土木	森林科学	畜産	農学	心理			福祉
市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験	受験資格	十人程度	五人程度	若干人	十五人程度	十人程度	若干人	十人程度	若干人	五人程度	十人程度	四十五人程度						

試験名、試験区分、受験資格

職員採用資格 免許職試験	職員採用短大 卒程度試験	職員採用大学 卒程度試験															
管理栄養士	薬剤師	土木	水産	機械	電気	農業土木	建築	土木	森林科学	畜産	農学	心理	福祉	警察行政	行政		
令和三年四月一日における年齢が二十九歳未満の人で、管理栄養士免許を有するもの又は令和四年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの		令和三年四月一日における年齢が三十一歳未満の人で、薬剤師免許を有するもの又は令和四年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの		<p>次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 令和三年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の人 二 令和三年四月一日における年齢が二十一歳未満の人で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は令和四年三月までに卒業見込みの人 ロ 人事委員会がイに掲げる人と同等の資格があると認める人 <p>令和三年四月一日における年齢が十九歳以上二十三歳未満の人 ただし、学校教育法に基づく大学を卒業（見込み）した人又はこれらに相当する資格を有すると人事委員会が認める人を除く。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="957 1164 1428 1523" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">保健師</td> <td data-bbox="957 1523 1428 2094"> <p>令和三年四月一日における年齢が二十九歳未満の人で、保健師免許を有するもの又は令和四年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの</p> <p>次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 令和三年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の人 二 令和三年四月一日における年齢が二十一歳未満の人で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は令和四年三月までに卒業見込みの人 ロ 人事委員会がイに掲げる人と同等の資格があると認める人 </td> </tr> </table> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本の国籍を有しない人（職員採用大学卒程度試験における「心理」「電気」「機械」、職員採用資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験を除く。） 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>試験の日時、場所、方法及び合格者発表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一次試験 <ol style="list-style-type: none"> (一) 日時及び場所 令和三年六月二十日（日）午前八時三十分から岐阜市、各務原市及び東京都台東区において行います。 (二) 方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教養試験 職員採用大学卒程度試験、職員採用資格免許職試験及び市町村立小中学校等 																保健師	<p>令和三年四月一日における年齢が二十九歳未満の人で、保健師免許を有するもの又は令和四年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの</p> <p>次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 令和三年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の人 二 令和三年四月一日における年齢が二十一歳未満の人で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は令和四年三月までに卒業見込みの人 ロ 人事委員会がイに掲げる人と同等の資格があると認める人
保健師	<p>令和三年四月一日における年齢が二十九歳未満の人で、保健師免許を有するもの又は令和四年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの</p> <p>次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 令和三年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の人 二 令和三年四月一日における年齢が二十一歳未満の人で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は令和四年三月までに卒業見込みの人 ロ 人事委員会がイに掲げる人と同等の資格があると認める人 																

試験区分	出題分野	職員採用大学卒程度試験	<p>(2) 専門試験</p> <p>職員採用大学卒程度試験、職員採用資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会及び現代の社会に関する問題並びに人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。</p> <p>職員採用短大卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分に行います。</p> <p>職員採用短大卒程度試験については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。</p> <p>試験問題の出題分野は、次のとおりです。</p>
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原論、経済政策、経済事情、財政学、社会政策、社会学、国際関係等	福祉	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む)、社会調査等
心理学	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学等	農学	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等		
森林科学	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む)、林業工学、林産一般、砂防工学等	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良、農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等	機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、土木施工等
試験区分	出題分野	職員採用短大卒程度試験	
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務等	試験区分	出題分野
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食生活と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論等	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等

市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験

試験区分	出 題 分 野
市町村立小中学校等事務職員	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原則、経済政策、経済事情、財政学、社会政策、社会学、国際関係等

- (3) 論文試験（職員採用短大卒程度試験（土木）を除く。）
 識見、論理性、思考力等について試験を行います。
 なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (4) 作文試験（職員採用短大卒程度試験（土木）に限る。）
 表現力、思考力等について試験を行います。
 なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (三) 合格者発表
 令和三年六月三十日（水）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみメールで結果を通知します。
 岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3703.html>
- 2 第二次試験
 第一次試験の合格者に対して行います。
 - (一) 日時及び場所
 令和三年七月中旬から八月中旬（予定）に岐阜市において行います。
 なお、詳細は、第一次試験合格者にメールで通知します。
 - (二) 方法
 1 口述試験
 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
 2 集団討論試験（職員採用短大卒程度試験（土木）を除く。）
 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。
 (3) 適性検査
 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
- (三) 合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、令和三年八月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果をメールで通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和四年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された人が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

令和三年度の新規採用者の行政職給料表適用職員の給料月額は、大卒者で十九万二千三百円、短大卒者で十七万二千円、医療職(二)給料表適用職員は、大学六卒者で二十一万七千六百円、大卒者で十九万八千四百円、医療職(三)給料表適用職員は、大卒者で二十一万九千三百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 受験申込みの方法

岐阜県公式ホームページにおいて、必要な事項を入力して申し込んでください。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4024.html>

2 受付期間

令和三年四月二十三日（金）から五月十七日（月）まで

七 試験結果の提供

第一次試験、第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

